

2008年度 JASRAC事業の概要



2009年、JASRACは創立70周年を迎えます

1. 徴収額・信託契約数等P.2
2. 著作物の円滑な利用の促進P.5
3. 著作権擁護に向けた取組みP.6
4. 動画投稿(共有)サイトへの許諾と活用P.9
5. ネットワーク上での違法利用への対応P.10
6. 国際活動P.12
7. 広報のための研修や講師派遣等P.14
8. 文化事業P.15
9. その他P.16

1.徴収額・信託契約数等

(1)使用料徴収額

「放送等」「ビデオグラム」「インタラクティブ配信」「出版等」などの使用料徴収額が前年度を上回りました。

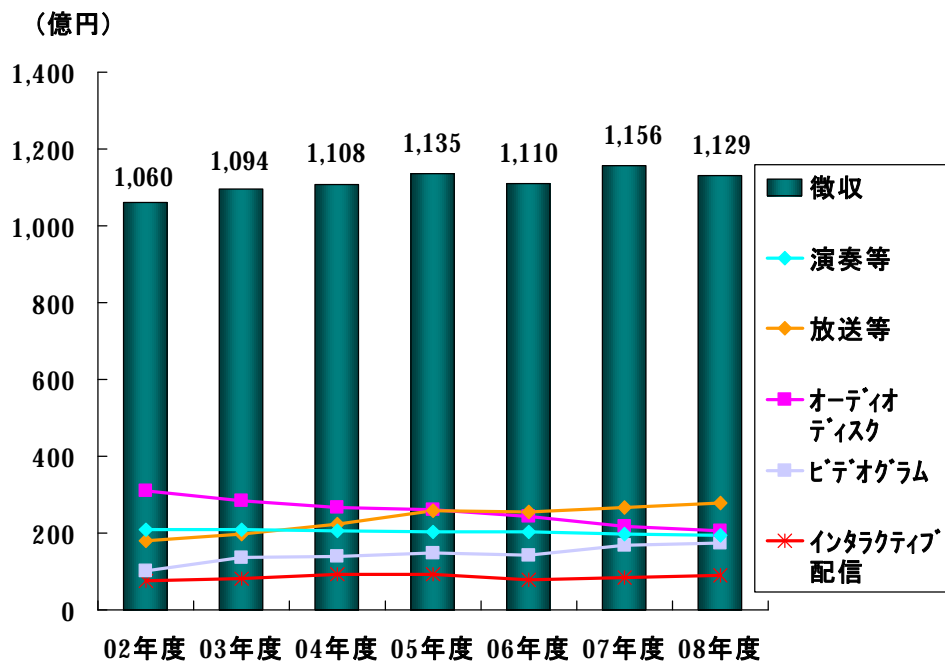
一方、「オーディオディスク」「演奏等」「通信カラオケ」などは、引き続き前年度を下回りました。

「有線放送」が前年度を下回ったのは、前年度の実績にCATVの過年度分使用料が含まれていたためです。

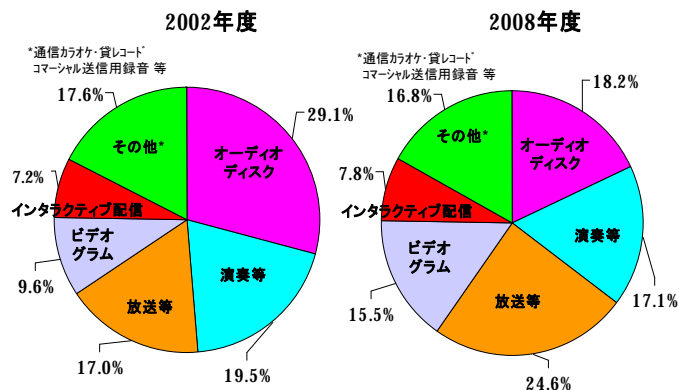
この結果、2008年度の徴収額は2007年度を2.4%下回りました。

(単位:円)		
種目	徴収額	前年度比(%)
演 奏 等	19,307,788,362	98.3
放 送 等	27,767,498,574	104.5
有 線 放 送	3,779,924,659	58.6
映 画 上 映	89,289,529	101.4
B G M	511,724,295	98.4
外 国 入 金 演 奏	547,491,251	124.5
演奏・合計	52,003,716,670	96.8
オ ー デ ィ オ デ ィ ス ク	20,513,513,985	94.8
オ ー デ ィ オ テ ー プ	688,783,801	77.9
オ ル ゴ ー ル	14,761,448	91.5
放 送 用 録 音	7,558	449.9
コ マ ー シ ャ ル 送 信 用 録 音	1,409,236,218	80.6
映 画 録 音	39,592,028	90.7
ビ デ オ グ ラ ム	17,481,666,141	103.3
外 国 入 金 録 音	175,442,174	85.0
録音・合計	40,323,003,353	97.3
出 版 等	1,524,249,076	104.7
教 科 用 図 書 補 償 金	24,258,616	102.1
出版・合計	1,548,507,692	104.7
貸 レ コ ー ド	2,863,907,418	95.4
貸 ビ デ オ	789,136,458	112.1
貸与・合計	3,653,043,876	98.6
通 信 カ ラ オ ケ	6,086,282,847	94.5
イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信	8,891,052,016	106.2
(ダウンロード)	4,330,479,127	139.2
(着信メロディダウンロード)	1,137,673,216	61.1
(オリジナル音源着信音)	1,803,044,573	82.5
(その他音楽配信)	1,619,855,100	133.4
複合・合計	14,977,334,863	101.1
使用料収入合計	112,505,606,454	97.7
私 的 録 音 補 償 金	212,315,703	69.7
私 的 録 画 補 償 金	229,643,762	112.2
補償金・合計	441,959,465	86.8
総合計	112,947,565,919	97.6

(2) 徴収額の推移

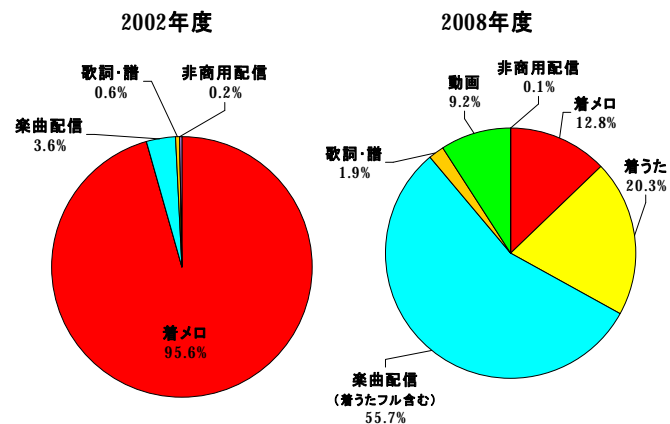


徴収額構成比の変化(2002年度と2008年度の比較)



「オーディオディスク」が減少する一方で、「放送等」や「ビデオグラム」の割合が増加しました。

インタラクティブ配信 徴収額構成比(2002年度と2008年度の比較)



「着メロ」が減少する一方で、「楽曲配信」「動画」の割合が増加しました。

(3) 信託契約数など

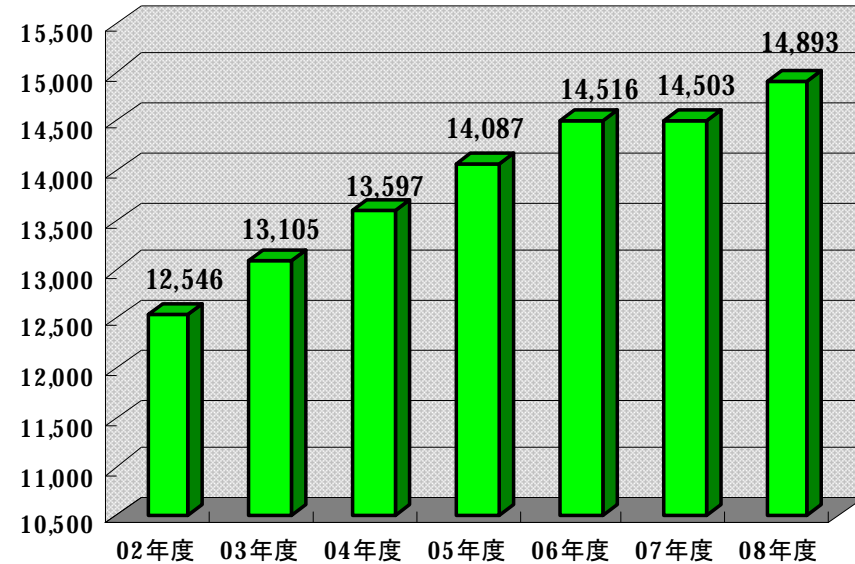
①2008年度の新規信託契約数は493件

契約が終了した件数が103件あることから、前年度に比べて増加した信託契約数は390件でした。

②J-WIDで公開している作品数は255万曲

内訳は、内国作品が113万曲、外国作品が142万曲です。

信託契約数の推移(各年度末現在)



2.著作物の円滑な利用の促進

(1)一般社団法人 著作権情報集中処理機構(CDC)の設立に参画

音楽配信事業の普及・発展により利用曲目報告や使用料の請求等に係る作業負荷などが、利用者、著作権管理事業者の双方において増大していることに対応するため、これらの共通する作業を集約して一元的に行う非営利の組織「一般社団法人 著作権情報集中処理機構(Copyright Data Clearinghouse 略称: CDC)」が2009年3月6日に設立されました。JASRACは利用者代表であるNMRC(ネットワーク音楽著作権連絡協議会)などとともに設立発起人を務め、現在は役員が同機構の理事に就任しています。

この事業はフィンガープリント技術を用いて楽曲を効率的に特定するなど、音楽配信の権利処理に係るインフラの構築を目指すもので、2010年4月からサービスを開始する予定です。

(2) 創作者団体ポータルサイトの運用開始

JASRACを含む著作権関係17団体で組織する「著作権問題を考える創作者団体協議会」(議長: 三田誠広日本文藝家協会副理事長)が2009年1月23日、記者会見を開き、「創作者団体ポータルサイト」の運用開始を発表しました。

このポータルサイトは、各分野の作品・権利者情報の検索や問合せ先・利用条件の確認などを容易にし、利用者の利便性を高め、著作物の円滑な利用を促進することを目的としたものです。検索可能な権利者団体数は7団体、著作者(権利者)数は延べ111,413人で、今後、映画や音楽などの作品情報等が検索できるジャパン・コンテンツ・ショーケース(コンテンツ・ポータルサイト運営協議会)等と連携することにより、利便性の一層の向上に努めていくことなどが予定されています。

3.著作権擁護に向けた取組み

(1)私的録音録画問題に関する取組み

①「CULTURE FIRST」イベント等で活動

私的録音録画補償金制度の見直しに関して、JASRACは「CULTURE FIRST」推進団体(現在91団体)とともに、広く社会に向けて、権利者への適正な対価の還元の必要性を訴えてきました。

具体的には、JEITA(電子情報技術産業協会)宛ての団体連名による公開質問状の送付、CISAC(著作権協会国際連合)のエリック・バティスト事務局長をゲストに迎えた「CULTURE FIRST～はじめに文化ありき」の第2弾イベント(6月24日)や5回にわたる記者会見の実施、「ニコニコ動画」上で行ったアンケート結果の公開(2009年1月27日)などです。

この問題については6月17日、文部科学省と経済産業省の両大臣が、いわゆる「ダビング10」の解禁の条件として、ブルーレイディスクを現行制度の下で補償金の対象とすることに合意したにもかかわらず、文化審議会著作権分科会「私的録音録画小委員会」では、JEITA側が、文化庁によるこの問題の解決案(音楽CDからの録音、無料デジタル放送からの録画については当面補償金制度で対応)を拒否したため、2年にわたる審議が決裂、文部科学省、経済産業省間の協議が難航していました。

②改正案の施行とメーカー側の動き

文部科学省は2009年4月中の政令施行を目指す中、同年2月3日、ブルーレイディスクを補償金の対象とする政令の改正案を公表し、両省の協議を経て、2009年5月12日に閣議決定、5月22日に施行されることとなりました。

しかしながら、メーカーの一部で補償金徴収に対する協力拒否の動きが見られることから、JASRACは関係団体との連携を図りつつ、「CULTURE FIRST」の広報活動も適宜実施しながら、協力を拒否するメーカーへの対応措置について検討しています。

(2) 著作権の保護期間延長等に向けた取組み

① 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会に参画

著作権の保護期間に関しては、欧米など日本と文化交流が盛んな先進諸国のほとんどが「著作者の死後70年」までとなっていることから、著作権分科会「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」に委員として参画したJASRAC役員が、国際的な調和を図る観点から、先進諸国と同等の保護水準に延長を行うべきなどと主張しました。

小委員会での検討結果については、2009年1月26日、報告書にまとめられ、著作権分科会に提出されており、今後は、著作権制度の根本的なあり方を議論する「基本問題小委員会」で引き続き検討が進められることになりました。

② 関係団体と連携した活動

上述のとおり、先進諸国のほとんどが著作権の保護期間を「著作者の死後70年」までとしていることに加え、2009年4月には欧州議会が、音楽の録音に関し、実演家の著作隣接権の保護期間を現行の50年から70年に延長することを可決しました。国際的にもこのような状況にあるにもかかわらず、日本における著作権の保護期間は「著作者の死後50年」までのままで、世界第2位のコンテンツ流通大国でありながら先進諸国の最低水準に留まっています。

また日本は、第二次世界大戦中に連合国民の著作権を保護していなかったとの理由により、連合国民の著作権について保護期間を約10年間加算する「戦時加算義務」が課せられたままになっています。

このためJASRACは「著作権問題を考える創作者団体協議会」や「文化芸術推進フォーラム」(議長:野村萬 日本芸能実演家団体協議会会長)の構成団体としても、保護期間の延長をはじめとする諸問題に関係団体と連携して取り組み、豊かで多様な文化芸術が創造される状況を作り出せるよう努めています。

(3)コンテンツ流通促進策に対し意見書 ～いわゆる「ネット法」「日本版フェアユース」に対して

「デジタルコンテンツ流通促進法制」などについて検討を進めていた文化審議会著作権分科会「法制問題小委員会」による中間まとめ(10月12日発表)では、民間から「ネット法」(一定の事業者映像、音楽等のコンテンツをネットで利用することについての許諾権を集中させる新たな法案)の創設が提案されています。

また知的財産戦略本部「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」が10月30日、コンテンツの流通促進を目的に、一定の要件を満たす範囲であれば著作物の自由利用を認める、権利制限の一般規定(いわゆる「日本版フェアユース」)の導入を適当とするなどの提案がされています。

このような動きに対し、JASRACは、11月10日、17日にそれぞれ意見書を提出するなど、コンテンツの流通促進のためにはまず著作物の創作の活性化を図るとともに、著作権侵害への対策の強化などの環境を整備することが必要であること、また背景となる国際条約やビジネスの現状を十分把握したうえで、多方面から慎重な議論が必要であることなどの考えを主張しました。

(4)「ネットワーク流通と著作権制度協議会」に参画

著作権法学者や弁護士等によって11月21日に設立された「ネットワーク流通と著作権制度協議会」(会長・齊藤博新潟大学名誉教授・弁護士)にJASRAC役員が参画し、インターネット上のコンテンツの流通の促進を実現するための著作権制度の諸課題について検討しました。

協議会は、2009年4月24日に開かれた同協議会の全体協議会で「権利制限一般規定提言」「流通促進方策提言」を採択しました。

4.動画投稿(共有)サイトへの許諾と活用

(1)動画投稿(共有)サイト「ニコニコ動画」、「YouTube」に暫定許諾

動画投稿(共有)サイトについては、4月に「ニコニコ動画」を運営する(株)ニワンゴと、同サイトでの音楽利用について暫定的な利用許諾契約を締結しました。10月には、「YouTube」を運営する米国Google社と同様の契約を締結しており、2009年3月末時点では、この2件を含め、18のサイト*と暫定許諾を締結しました。

* 2009年5月8日時点での許諾実績は19件(サービスを継続しているのは17件)

(2)JASRACシンポジウムを「ニコニコ動画」でライブ配信

12月9日、JASRACは「コンテンツの流通促進に本当に必要なものは何か」をテーマとするシンポジウムを開催し、その模様を「ニコニコ動画」でライブ配信しました。

第1部では、12月1日に開始された有料配信サービス「NHKオンデマンド」の概要や課題などについてNHK役員が基調講演を行い、第2部では有識者、コンテンツビジネスやネット配信ビジネスに携わる事業者の方々によるパネルディスカッションを行いました。

ディスカッションでは、「流通が促進しない原因は権利処理にあるのではない。コンテンツ制作促進策を議論すべき」「文化の創り手・受け手と流通の三者があって真のコンテンツ流通が成り立つ」などの意見が出されたほか、流通促進策とされる、いわゆる「ネット法」「日本版フェアユース」に対しては、「著作権者の権利を制限するために必要となる公益的理由がない」などの意見が出されました。

JASRACが主催するイベントを動画投稿(共有)サイトでライブ配信するのは、このシンポジウムが初めてで、当日は24,000人が視聴し、会場には音楽産業界の関係者等を含むおよそ500人が公募により来場しました。

パネルディスカッションの様子は、2009年5月中にJASRACホームページで公開します。

5. ネットワーク上での違法利用への対応

(1) 動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」を提訴

動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」を運営するジャストオンライン(株)(旧株)パンドラTV)が、権利侵害動画の投稿に対し具体的な防止策などを講じるよう求めたJASRACの注意・警告を無視し、著作権侵害を放置したため、8月6日、同社に対し管理著作物の利用禁止と無許諾で利用した期間の損害金の支払いを求める訴えを東京地裁に提起しました。

(2) 「第③世界」の運営者に懲役3年(執行猶予5年)罰金500万円の有罪判決

携帯電話専用サイト「第③世界」を運営してJASRACの管理著作物を無断で不特定多数の者にダウンロードさせていた男性を、著作権侵害で京都府八幡警察署に告訴していた事件に関し、京都地裁は2009年2月23日、懲役3年(執行猶予5年)、罰金500万円の有罪判決を言い渡しました(判決確定)。

「第③世界」は国内最大規模の違法音楽配信サイト(推定ユーザー数は100万人以上)で、この男性は同サイトの運営で多額の広告収入を得ていました。

(3) 違法利用防止に向けた協議会等への参加

Winnyなどのファイル共有ソフトを利用した著作権侵害の具体的な防止策を検討・実施する「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が5月12日に設立され、この協議会での検討に、JASRACは他の権利者団体やプロバイダらとともに構成員として参加しました。

また違法・有害情報から青少年を保護し、モバイルコンテンツの健全な発展を促進する施策を総合的に実行する「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)」が4月8日に設立され、JASRACは、同機構の違法コンテンツ対策部会での検討などに積極的に参加しています。

(4)プロバイダ責任制限法にもとづく送信防止措置

JASRACは、「プロバイダ責任制限法」の実効性を高めるために、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が取りまとめた著作権関係ガイドラインにもとづく信頼性確認団体として、2002年10月15日から各プロバイダに対し、JASRACの音楽ファイル検索エンジン「J-MUSE」で収集した違法ファイルの送信防止措置を請求してきました。

この請求にもとづいて2008年4月1日から2009年3月末日までに削除されたファイル数は49,835件で、2002年10月15日からの累計では336,059件に及びます。

対象期間：2002年10月15日から2009年3月31日まで

	通知	対応	未対応
日本国内の対象プロバイダ数	349	341	8
外国の対象プロバイダ数*1	9	9	0
合計	358	350	8

*1 外国のプロバイダに対する通知はプロバイダ責任制限法にもとづくものではありません。

	通知	侵害停止	侵害継続
対象となるウェブサイト数*2 (カッコ内はプロバイダ数*3)	5,140 (358)	4,982 (350)	158 (56)
対象となるファイル数	352,154	336,059	16,095

*2 複数のプロバイダにまたがって通知の対象となるものは、同時に各プロバイダに通知し、それぞれひとつとして計上しています。

*3 一つのプロバイダに複数の通知をしている場合、通知の時期と集計の時期の関係等により、一部のウェブサイトについて対応がなされていないことがあります。このため「通知」数は、「侵害停止」数と「侵害継続」数の合計が一致していません。

なお、フランスの議会では2009年5月、違法ファイルのダウンロードを抑止させる「スリーストライク法案」が可決されました。この法案は、プロバイダに対し、違法な音楽ファイル等をダウンロードしたユーザに2回警告すること、また3度目の違反者には最長1年間、インターネットへの接続を遮断させる措置を講じることを義務付けるものであると報道されています。

6.国際活動

(1)アジア地域における著作権管理の充実に向けての支援

- ① 6月にローマで開催されたCISAC(著作権協会国際連合)総会では、中国の放送事業者が国内外の音楽作品の著作権者に使用料を支払っていない問題に対し、中国国務院に早急な対処を要請する決議を採択しました。この問題の早期解決に向け、10月に北京で開かれたWIPO(世界知的所有権機関)と中国広電総局の共催による会議にJASRACは職員を講師として派遣し、放送許諾に関する実務的問題について報告するとともに、中国の放送事業関係者と討議しました。

その後、2009年4月に中国国務院から放送使用料率の草案が公表されました。

- ② VCPMC(ベトナムの管理団体)が外国作品の録音権管理を始めるため、JASRACは9月初めに来会したVCPMCの職員に一週間の研修を実施しました。また、これを契機にVCPMCとの間における相互管理契約締結に向けた協議を開始しました(2009年4月に締結合意)。

- ③ 4月にマニラ、10月に香港で開かれたCISAC・BIEM(録音権協会国際事務局)アジア太平洋委員会において、アジア管理団体による音楽配信の録音権管理にかかるデジタルMOU*の締結促進について検討が行われ、その後、10月末にはMACP(マレーシアの管理団体)が音楽配信の一括許諾を行うことについて、音楽出版者およびレコード会社との三者間で契約に至りました。

このように、JASRACはアジア太平洋委員会の一員としてアジア地域の音楽配信の適正な許諾システム確立のため大きな役割を果たしています。

*デジタルMOU: アジア地域(日本および韓国を除く)で、音源を含めたPCならびに携帯向け音楽配信の許諾を同地域の管理団体が一括して行うために、音楽出版者、レコード会社および管理団体の三者間での合意を目指し、許諾条件について記載した覚書のこと。

(2)海外からの調査団・研修員等の来会

外国政府関係者、JICA(国際協力機構)やWIPO(世界知的所有権機関)と文化庁が共催するAPACEプログラム(アジア太平洋地域著作権制度普及事業)の研修員など、21ヵ国2地域から延べ115人が来会しました。

	来会日	国・地域	団体名称等	人数	目的等
上半期	4月18日	韓国	KMPA(韓国音楽出版社協会)	5	作品資料に関する情報交換等
	4月18日	アメリカ	ASCAP(アメリカの管理団体) アジア地区担当部長	1	著作権保護期間の延長問題等についての情報交換
	5月16日	韓国	KOMCA(韓国の管理団体)	3	JASRACの諸制度の調査
	6月3日	中国、インドネシア、 カザフスタン、フィリピン、 タイ、ベトナム	JICA研修員	8	著作権管理実務の研修
	6月9日	イギリス	PRS for Music (イギリスの管理団体)国際部長	1	管理業務に関する情報交換
	6月25日	フランス	CISAC事務局職員	2	CISAC作品データベースについての情報交換等
	6月25日	シンガポール	CISACアジア太平洋委員会地域代表	1	アジア地域の管理体制についての情報交換
	6月27日	中国、インドネシア、 ウクライナ、セルビア共和国、 チュニジア、ミャンマー、ベトナム	JICA研修員	8	著作権管理実務の研修
	7月10日	韓国	KOMCA(韓国の管理団体)	1	相互管理契約締結後の業務に関わる協議
	9月1日～5日	ベトナム	VCPMC(ベトナムの管理団体)	4	録音権管理実務の研修
下半期	9月9日	韓国	KMPA(韓国音楽出版社協会)	3	映像コンテンツに係る管理についての情報交換
	10月23日	インドネシア、中国、フィリピン、 タイ、ベトナム	APACEプログラム研修員	10	著作権管理実務の研修
	10月27日	台湾	台湾大学教授	3	カラオケ管理の調査
	10月27日～ 31日	カンボジア	APACEプログラム研修員	4	著作権管理実務の研修
	10月30日	スリランカ	APACEプログラム研修員	4	著作権管理実務の研修
	11月4日	韓国	「韓国著作権論文公募展」の受賞者	19	JASRACの管理業務について受講
	11月12日	中国・韓国・香港	PROMIC研修員	5	著作権管理実務の研修
	11月13日	中国	JICA研修員	15	著作権管理実務の研修
	11月25日～ 27日	韓国	KOMCA(韓国の管理団体)	7	JASRACのコンピュータシステムについての研修
	12月3日	ケニア、ナイジェリア、南アフリカ	JICA研修員	5	著作権管理実務の研修
	12月10日	アメリカ	アメリカ著作権局職員	1	日米両国の情報交換
	12月17日	ベルギー	ルーヴェン大学知的財産権センター	1	音楽著作権の集中管理についての調査
	12月19日	韓国	KOMCA(韓国の管理団体)	2	分配概要の説明、相互管理契約締結後の業務に関わる協議等
	3月5日	台湾	台湾KISSラジオ	2	BGM管理等の調査
合計		21ヵ国2地域		115人	

7. 広報のための研修や講師派遣等

JASRACは、音楽著作権およびJASRACの管理業務について、関係者はもとより広く一般の方々に理解を深めてもらうため、さまざまな広報活動を行っています。

(1) 来会者への研修・講義など

全国の自治体(教育委員会、図書館等)の著作権事務担当者70人をはじめ、大学生、専門学校生など合わせて113人(海外からの調査団、研修員等を除く)の訪問を受け入れ、著作権や著作権管理業務等の研修・講義を行いました。

また修学旅行での社会見学等の一環として来会した中学・高等学校30校152人に対し、音楽著作権の大切さやJASRACの役割を説明しました。

(2) 講師派遣

多くの大学や教育委員会、利用者団体などからの要請を受け、各種講習会等に、延べ40人の役職員を講師として派遣しました。2008年度の受講者は合計で約3,000人に達しています。

8.文化事業

2008年度は26事業(実施件数29件)を実施しました。

	実施時期		事業内容	名 称	実施場所
	2008年	2009年			
著作権思想の普及に関する事業	4月～		寄附講座等	立命館大学寄附講座	キャンパスプラザ京都
				明治大学法科大学院寄附講座	明治大学
				東京大学大学院著作権法等奨学研究会(JASRAC)への奨学寄附金	東京大学
				放送大学教養学部寄附科目「著作権法概論」	放送大学
				☆ 愛媛大学法文学部 特講「現代社会と著作権」	愛媛大学
	8月6日～9日		シンポジウム	JASRACシンポジウム2008 ～コンテンツの流通促進に本当に必要なものは何か～	有楽町朝日ホール
	12月9日		公開講座・市民講座	JASRAC著作権ゼミナール(小・中・高校教職員向け著作権教育)	大阪国際交流センター
	11月12日			JASRAC講座 ミュージック・ジャンクション(3回)	けやきホール
	7月10日 10月16日				
	2009年	2月5日			
音楽著作物の創作または普及活動に対する支援事業	2008年	5月29日	演奏会等	トーク&コンサート「昭和の歌人たち」(4回)	けやきホール
		10月27日			文京シビックホール
		12月22日			けやきホール
	2009年	2月3日		けやきホール	
		6月20日		福山市神辺文化会館	
	2008年	6月21日	少年少女のための音楽鑑賞会「音楽職人が創るステージ」(3日公演)	庄原市民会館	
		6月22日		はつかいち文化ホール さくらびあ	
		6月28日			
	11月22日	REAL LIVE (3回)	SHIBUYA BOXX		
	2009年	2月21日	☆ JASRACサマーコンサート	上尾市文化センター	
	2008年	7月31日			
		8月20日 8月21日	日本の音フェスティバル2008in横浜(2日間)	ZAIM	
	2009年	3月15日	JASRACコンサート「オーケストラが待っている」	高知県立県民文化ホール	
		3月21日	ミュージカルオペモーツァルト「アマデウスがやって来た」(1日2回公演)	グリーンホール相模大野	
3月28日			藤沢市湘南台文化センター		
助成事業	2008年	12月12日	sarah助成事業	☆ JASRACカジュアルゼミナール～童謡・唱歌・叙情歌にみる日本人の心～	府中の森芸術劇場 ドリーむホール

※2008年度の応募者数は60,000人を超え、同来場者数は27,000人余りでした。
(放送大学受講登録者を除く)

文化事業の内容を紹介するためJASRACのホームページでストリーミング配信を行っています。



www.jasrac.or.jp/culture/stream.html

☆印は新事業

9.その他

(1)株ダイヤモンド社らに対する訴訟

「週刊ダイヤモンド」2005年9月17日特大号に掲載された「企業レポート 日本音楽著作権協会（ジャスラック）」と題する記事について、発売元である(株)ダイヤモンド社と記事を執筆した記者に対して不法行為（名誉毀損）にもとづく損害賠償等を請求した訴訟の控訴審で、東京高裁は8月7日、JASRACの主張をほぼ認め、(株)ダイヤモンド社らに320万円の損害賠償を命じる判決を言い渡しました。

その後、最高裁は12月19日、双方の上告受理申立てを受理しないことを決定したため、東京高裁の判決が確定しました。

(2)デサフィナード事件

JASRACが和歌山市の社交場「デサフィナード」の経営者を相手取って演奏差止及び損害賠償を請求していた事件について、大阪高裁は9月17日、JASRACの請求をほぼ認める判決を言い渡しました(判決確定)。

また並行して同経営者が、JASRACによる被害著作物の実態調査が店舗への不法侵入にあたるなどとして損害賠償を求めていた事件では、9月17日、大阪高裁が同経営者の控訴を棄却し、一審と同様にJASRACの業務の正当性を全面的に認める判決を言い渡しました(判決確定)。